

広島県告示第八百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十一年九月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八七号	江田島市江田島町宮ノ原二丁目一五六五六番一地先から江田島市江田島町宮ノ原二丁目一六一三三五番六地先まで	平成二十二年九月一六日